

令和6年度周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付実施要領

周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定める。

なお、この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

1 募集方法

周南市住宅・建築物耐震化促進事業補助金の募集は、市広報（5/1号）、市ホームページ、ケーブルテレビ、マスコミへの投げ込み及びデジタルサイネージにより行う。

2 募集期間及び事業の完了期日

- (1) 募集期間は、令和6年5月10日（金）から令和6年10月31日（木）までとする。
- (2) 要綱第3条に規定する市長が別に定める日は、各事業については令和7年1月31日（金）とする。この期日までに事業を完了し、完了の日から起算して30日以内に完了報告書を提出すること。

3 募集戸数及び棟数

木造住宅耐震改修事業	5戸
多数利用建築物耐震診断事業	1棟
避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え事業	15件

※申請が各募集件数に達した段階で、キャンセル待ち者を登録する。不交付決定及び取り下げの届出があった場合や、補助金の額の確定後に1件あたりの上限額以上の予算残がある場合は、募集期間内に限り、キャンセル待ち者に連絡する。

4 申請者が周南市長宛に提出する書類の提出先

住宅課窓口（郵送、FAX、メール等不可）

5 要綱に規定する特段の事由

要綱第3条第3号アで、避難路沿道等に存するブロック塀等を、原則として、全て除却するものとしているが、土留めとして使っている部分が、40cm以下で、除却後のブロック塀等の高さが道路面より1m未満になるものは、全て除却でなくても補助対象。

要綱第4条第1号に規定する特段の事由により所有者が実施できない場合とは、所有者が病気、高齢、収入が著しく低額である場合等をいう。この場合、補助金の交付を申請しようとする者は、周南市住宅・建築物耐震化促進事業に係る理由書（別記要領様式第1号）を交付申請書と併せて市長に提出するものとする。

6 山口県外の建築士による診断

山口県外の建築士が多数利用建築物耐震診断事業を行う場合は、建築士法第4条に規定する資格を証する書類及び建築士法第23条により登録を受けた建築士事務所であることを証する書類を交付申請書と併せて市長に提出するものとする。

7 添付書類

(1) 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

ア 木造住宅耐震改修事業

(ア) 対象住宅の所有者及び建築時期の分かる書類（登記事項証明書、建築確認済証、固定資産課税台帳（名寄帳）写し等）

(イ) 滞納の無いことの証明書（周南市税）

(ウ) 木造住宅耐震診断結果報告書（別記要領様式第2号）の写し

(エ) 補強計画書（別記要領様式第3号）

(オ) 耐震改修費の見積書の写し

(カ) 木造住宅耐震改修費内訳書（別記要領様式第4号）

イ 多数利用建築物耐震診断事業

(ア) 対象建築物の所有者及び建築時期の分かる書類（登記事項証明書、建築確認済証、固定資産課税台帳（名寄帳）写し等）

(イ) 滞納の無いことの証明書（周南市税）

(ウ) 耐震診断費の見積書の写し

ウ 避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え事業

(ア) 対象ブロック塀等が存する敷地の現在の所有者の分かる書類（登記事項証明書、固定資産課税台帳（名寄帳）写し等）

(イ) 滞納の無いことの証明書（周南市税）

(ウ) 除却・建替え工事費の見積書の写し

(エ) 位置図

(オ) 現況写真（申請対象として除却するブロック塀の全景、ブロック塀等の高さ、幅が分かるもの）

(カ) 危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲が分かる図面

(キ) 補強コンクリートブロック造の場合は「別記要領様式第6号」、組積造の場合は「別記要領様式第7号」の点検表

(ク) 建替えの場合は、設置する軽量フェンス等の高さ、厚さ、長さ、基礎の大きさその他の構造を記載した図面（配置図、立面図、断面図）及び仕様のわかるカタログ等の写し

(2) 周南市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書に添付する書類は、交付申請書に添付する書類のうち変更があるものを添付する。

(3) 補助対象事業完了報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

ア 木造住宅耐震改修事業

(ア) 耐震改修に係る契約書の写し

(イ) 耐震改修費の領収書の写し

(ウ) 木造住宅耐震改修費内訳書（別記要領様式第4号）

(エ) 耐震改修工事の写真（施工前・施工中・完了時）

イ 多数利用建築物耐震診断事業

(ア) 多数利用建築物耐震診断結果報告書（別記要領様式第5号）

(イ) 耐震診断費の領収書の写し

ウ 避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え事業

(ア) 除却・建替えに係る契約書の写し

(イ) 除却・建替え費の領収書の写し

(ウ) 除却・建替え工事の写真（施工前・施工中・完了時）

8 現地確認

- (1) 木造住宅耐震改修事業においては、耐震改修工事に着手していることを確認するため、市が工事期間中に、原則として1回、設計者又は工事施工者の立会いのもと、現地確認を行う。現地確認の日時等については、別に指示する。
- (2) 避難路沿道等ブロック塀等除却・建替え事業においては、事前相談後、補助対象に該当する通学路等に面し、倒壊の危険があるブロック塀等であるか、市が現地確認を行い、判定した後、判定結果について申請予定者に知らせる。現地確認の日程調整は募集開始後とする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。